

「おしえて おさむね君!」 税金滞納Q & A

急に差し押えされたんですが…どうして?

催告書を無視しませんでしたか?滞納町税等は、督促状を送付して10日を過ぎても納付が確認できない場合、法律の規定により、早急に財産の差し押えをしなければならないことになっています。
催告書は、財産の差し押え前に送付して注意喚起するものです。うっかり納付を忘れてしまうこともあるでしょうから、必ず確認しましょう。



滞納すると、延滞金がかかるってホント?

本当です。期限内に納付した納税者との間に公平を保つため、法律の規定により年14.6%の利率で延滞金がかかります。余計な金額を納めないためにも、口座振替などを利用し計画的に納付期限内に納付しましょう。
※延滞金の利率には特例基準があり、平成27年中は9.1%の利率になります。



督促状をそのまま放置すると…

督促状を送付して10日を過ぎても納付が確認できない場合、財産差し押え等を受けることになり、皆さんの信用を失ってしまうことになりかねません。
そうなる前に、計画的な資金繰りを心がけ、納税に不安がある方は、早めに納税相談をしましょう。

<納税相談できる日>

開催日	時間	場所
2月4日(水)	午前10時から午後8時	役場1階 町民税務課 納税相談室
2月5日(木)		
2月6日(金)		
2月13日(金)	午前10時から午後4時	
2月27日(金)		
3月6日(金)		
3月17日(火)	午前10時から午後8時	
3月18日(水)		
3月19日(木)		

※納税相談は、完全予約制となります。納税相談担当職員が不在の場合には、納税相談ができませんので、必ず事前の電話予約をお願いします。



問い合わせ・ご相談 町民税務課税務係 ☎46-1372

2月・3月は滞納整理強化・納付推進月間です

町では、2月と3月を『滞納整理強化及び納付推進月間』として、町税等の滞納者への財産の差し押えを強力に行うなど、滞納整理の強化に取り組みます。納付期限内の納付を心がけ、期限を過ぎてまだ納付していないものは、役場または金融機関で納付しましょう(納付期限を過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません)。

納付しないままにすると、財産を差し押えて滞納町税等に充てることになります。

滞納整理は原則としてこのような流れで行われます。



<納税キャラクター> おさむね君
地方税滞納が多い現代を憂う、武士の靈魂です。温厚な性格ですが、滞納は許さず、愛刀「一刀両断」で滞納を断ちます。